

第559回広島地方最低賃金審議会
議事録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

- 1 日 時 令和7年3月17日(月)13時56分～14時16分
2 場 所 広島合同庁舎3号館1階15号会議室

- 3 出席者 (公益代表委員) 岡田 行正
酒井 朋子
中原 良子
三井 正信
村上 恵子

- (労働者代表委員) 佐崎 吉宏
戸村 伸一郎
長安 幸司
橋本 聡
林 秀彦

- (使用者代表委員) 池久保 典也
蔵田 秀和
巢守 佳之
長谷川 信男

- (広島労働局) 局長 小沼 宏治
労働基準部長 木下 麻子
賃金室長 檀上 昌浩
室長補佐 重弘 拓也
地方賃金指導官 栗林 隆幸
給付調査官 森川 智鶴乃
労働基準監督官 吉川 みどり

4 議 事

- (1) 広島県特定(産業別)最低賃金専門部会の廃止決定について
(2) 令和7年度広島県(産業別)最低賃金の改正の申出に関する意向表明
について
(3) その他

議事

岡田会長

それでは定刻より早いですけど、皆さんお集りですので、ただいまから第559回広島地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず事務局から、本日の各委員の出席状況を報告してください。

重弘賃金室長補佐

本日の審議会の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名の計14名の委員に御出席をいただいております。開催に当たっての、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。

また、去る3月3日から3月7日までの間、本審議会の公開に係る公示を行ったところ、2名の申込みがあり、本日2名が傍聴されております。併せて御報告いたします。

傍聴される方々は、事前に御説明しております遵守事項に従っていただきますよう、よろしく願いいたします。

岡田会長

それでは、議事の1に入りたいと思います。「広島県特定(産業別)最低賃金専門部会の廃止決定について」審議したいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

栗林賃金指導官

本年度の広島県特定最低賃金の改正につきましては、8業種のうち各種商品小売業最低賃金以外の7業種の改正審議がなされ、資料No.2、2ページの「令和6年度広島県特定(産業別)最低賃金の改正決定に関する官報公示(写)」のとおり、令和6年11月28日付官報公示後、鉄鋼業、機械器具製造業、電気機械器具製造業及び自動車製造業の4業種の改正特定最低賃金が令和6年12月31日に発効となり、残る3業種につきましては、令和7年1月22日付官報公示後、金属製品製造業、船舶等製造業及び自動車小売業の改正特定最低賃金が令

和7年2月21日に発効となりました。

8業種の特定最低賃金と同様の全国の特定最低賃金の改正状況は、資料No.3、4ページから11ページにお示ししております。

なお、他の都道府県の特定最低賃金の業種の括りはまちまちでありまして、かならずしも広島県と一致いたしません。

そこで今後は、皆様に配付させていただいております「最低賃金決定要覧」の134ページから137ページに掲載されている業種で括っていかうと考えております。「最低賃金決定要覧」を本日御持参されていない委員の方々には、「最低賃金決定要覧 P134～P137 抜粋」という資料を御用意いたしておりますのでそちらを御覧ください。

例えば、鉄鋼業でいいますと、岩手県と山口県は、岩手県が「金属製品を含む」、山口県が「非鉄金属を含む」となっておりますが、「最低賃金決定要覧」では、「鉄鋼業関係」として含まれておりますので、先の両県も「鉄鋼業」に含めることにしたいと思います。

金属製品製造業につきましては、「最低賃金決定要覧」では、現在全国で石川県、三重県、京都府、そして広島県があるのですが、継続して金額改定を行っているのは、広島県のみとなっております。

今年度は、岩手県の鉄鋼業に括られている「鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」及び石川県の一般機械器具製造業に括られている「金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、産業用電気機械器具製造業」も金属製品製造業として含めていました。この2県は金額改定が行われていたからです。

今後は、適正な比較を行うため「最低賃金決定要覧」の業種の括りに従って先の岩手県及び石川県は、金属製品製造業に含めないこととしたいと思います。

特定最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項において「その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されております。

つきましては、令和6年度の広島県特定最低賃金の改正が終了したことから、7業種の特定最低賃金専門部会の廃止について、御審議をお願いいたします。

岡田会長

はい、ありがとうございました。事務局から説明がありましたとおり、本年度の特定最低賃金の改正は、すべて終了いたしましたので、7業種の特定最低賃金専門部会を廃止することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

岡田会長

はい、ありがとうございました。異議なしということで、御承認いただいたものと認めます。それでは、7業種の特定最低賃金専門部会の廃止を決定いたします。

これに関しまして、事務局から何か補足説明がありますか。

重弘賃金室長補佐

ただいま、7業種の特定最低賃金専門部会の廃止を決定していただきましたので、本審委員以外の特定最低賃金専門部会委員の皆様方及び本日御欠席の委員には、速やかに解任通知を送付させていただきます。

なお、本日御出席の本審委員の方々につきましては、先ほど各専門部会の廃止を御確認いただきましたので、解任通知の送付は省略とさせていただきますので、御了承願います。

岡田会長

はい、ありがとうございました。続いて、議事の2に入ります。「令和7年度広島県特定（産業別）最低賃金の改正の申出に関する意向表明について」に移りたいと思います。

事務局から、説明をお願いいたします。

栗林賃金指導官

広島県特定最賃に係る改正の申出に関する意向表明について御説明します。

その前に、委員の皆様にも以前から御説明させていただいておりましたが、日本標準産業分類が令和6年4月1日に改正されたことに伴い、特定（産業

別) 最低賃金内のカンマ表記がすべて読点に改められました。

先ほど、資料No.2、2ページの「令和6年度広島県特定(産業別)最低賃金の改正決定に関する官報公示(写)」を御覧いただいた際、各業種の官報公示文中に、第2号中「, 補助的経済活動」を「、補助的経済活動」に改める。船舶等製造業については、業種の件名内のカンマを読点に改めるという意味で、題名を改めるといった表現がされていました。これらにより、改正された広島県特定(産業別)最低賃金は、令和6年4月1日改正の日本標準産業分類に対応したものとなりました。

なお、「各種商品小売業」につきましては、令和4年度から金額改定がなされておきませんので、平成25年10月改正の内容のままとなっております。

以上、日本標準産業分類改定に関する説明となります。

それではまず、意向表明が必要な理由について御説明いたします。

昭和63年10月に通達が発出されていまして、「各年度において改正の申出を行う業種については、賃金の実態調査を6月分の賃金について実施する必要があること、その準備のための期間が必要であることから、概ね前年度末を目途に、その意向の有無を審議会において労使に確認することとする。なお、その際に都道府県労働局長に対し、申出の意向の表明があったものについては、併せて審議会に対し報告を行うこととする。改正の申出については、概ね7月末を目途に行われるよう関係者の協力を求めるものとする。」とありますので、今回の審議会において意向表明の報告を行うものであります。

次に、令和7年度広島県特定最低賃金の改正等の申出に関する意向表明について御説明いたします。お手元の資料No.5-1から5-9、13ページから21ページにありますとおり、設定されている8業種すべての特定最低賃金の改正申出及び1業種の新設申出に関する意向表明が、広島労働局長あてに書面で提出されております。

意向表明の内容につきましては、1、申出者、2、当該特定(産業別)最低賃金の件名・当該特定(産業別)最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲、3、申出の理由、4、申出の時期を記載することとなっております。提出された意向表明はすべてこの要件に該当していることが確認できます。

新設申出の内容につきましては、平成25年10月改定の日本標準産業分類に

おける百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業、ドラッグストア及びホームセンターの分類で構成される最低賃金です。件名は、「広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金」となります。

申出は、例年6月中旬から7月初旬を目途にお願いしておりますので、今後疎明資料を添付して正式に申出がなされた場合は、事務局で内容を点検させていただいた後に、御審議いただくこととなります。

なお、特定最低賃金の改正等申出において、参考となります各設定業種に係る適用労働者数及び適用使用者数につきましては、資料No.6、22ページにお示ししております。

私からは以上です。

岡田会長

はい、それでは、事務局の資料説明も踏まえまして、意向表明をされた労側から説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

橋本委員

それでは、私の方から意向表明させていただきます。

いま、事務局から御報告いただいたように、本年度も8業種の金額改正審議に関する意向表明と、1業種の新設決定に関する意向表明を預かるということで、期日までにすべて提出をさせていただいております。

なお、金額改正審議に関する8業種のうち、4業種については労働協約ケース、また、公正競争ケースとして4業種を出させていただいております。

新設決定に関する意向表明につきましては、公正競争ケースということで出させていただいております。

今もありましたように、これから6月末までに申出に関する書類やそのための資料を準備し、提出させていただこうということで検討しております。

改正及び決定について、その必要性を認めていただけるように、やり方を含めてこちら努力してまいりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

簡単ですけど、以上です。

岡田会長

ありがとうございました。ただいま、特定最低賃金の改正につきまして、労働者側委員から意向表明がありました。先ほど、日本標準産業分類の改正による特定最低賃金の取扱いについて事務局から説明もありましたが、これも踏まえて御意見、御質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、使側から何か御発言等ありますでしょうか。

長谷川委員

意向表明ということなので、我々が特に言うことはございませんけど、ここ数年の審議の経過から考えると、8業種そのまま出されることについてはいかがなものかということが1点、また、今回新設という形で出されておりますけど、中央最低賃金審議会の方で、そもそも協約ケースという形が基本のなかで、公正競争で出されているのはどうなのかと、また、今回最低賃金がここまで上がり、特定最低賃金という屋上屋を架す中で、さらにこういった形で新設の申出をされるのはいかがなものかと考えておりますことを発言させていただきます。

以上でございます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。それでは、特定最低賃金の改正及び新設の申出に関する意向表明を、労働者側から受けたということでこの議事は終了ということにさせていただきますと思います。

その他に、委員の皆様から何か御発言等がございますか。

(発言なし)

岡田会長

よろしいですか。

それでは、議事の3に移ります。「その他」ですけど。

全体を通して、何か御質問、御意見はございませんか。

(意見なし)

事務局からはいかがですか。

檀上室長

特にありません。

岡田会長

それでは、ここで小沼労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

小沼労働局長

本日は御多忙の中、この審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和6年度の本審議会を振り返りますと、広島県最低賃金につきましては、中央から示された目安額を踏まえまして、委員の皆様方に大変真摯かつ熱心に御審議いただきまして、8月5日の本審議会において取りまとめをいただいたところであります。

また、特定最低賃金につきましても、9月から12月にかけて、それぞれの部会で御審議を重ねていただきました。おかげをもちまして、広島県最低賃金につきましては10月1日に、それから特定最低賃金につきましては12月31日に4業種、2月21日に3業種を発効することができました。

あらためまして委員の皆様方には御礼を申し上げたいと思います。

改正された最低賃金でございますけど、事業者に対する各種支援策と併せまして、地方公共団体、経営者団体それから労働団体の皆様方に向けて、広く周知広報に取り組むとともに、中国経済産業局それから公正取引委員会中国支局

に對しまして、最低賃金引上げの原資を確保するための価格転嫁の促進といったことについて協力を要請したところでございます。

また、賃上げ全般といたしましては、1月31日に広島版の政労使会議を開催させていただきまして、適正な取引による価格転嫁の促進と併せまして、生産性向上による収益の強化といったことにつきまして、公労使の皆さんが入っている出席者の共同宣言として取りまとめをさせていただいたところでございます。

今後とも関係機関と協力して、最低賃金の引上げとその原資の確保に対する支援、こういったことに私どもとしてもしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、皆様には御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様には1年間大変お世話になりました。

それから、来年度につきましても、引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上、今年度最後の審議会に当たりまして、お礼かたがた御挨拶させていただきます。

ありがとうございました。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

最後に事務局から何かありますか。

重弘賃金室長補佐

今回の審議会をもって退任される委員の方が2名いらっしゃいます。

まずは、労働者代表の長安委員です。一言御挨拶をいただきたいと思えます。

長安委員

はい、ただいま御紹介にありましたように、今年度で審議委員の方を退任ということとなりました。

とりわけですね、賃金上昇局面の中で本委員を務めさせていただきましたことは、改めて自身にとってもいい経験になったなと思っております。

今後はですね、賃金、最低賃金に意識の高い一個人として、この審議会の内容を見守っていきたいなと思っております。

短い間でしたけどどうも大変お世話になりました。ありがとうございました。

重弘室長補佐

続きまして、使用者代表の巢守委員です。一言御挨拶をいただきたいと思えます。

巢守委員

みなさんこんにちは。

私は4年間ですね、広島商工会議所の推薦で、務めさせていただきました。

特に、後半の2年間は、非常に物価上昇の勢いが増してですね、大手の賃上げもかなり大幅な引上げが行われた中で、中小企業の支払能力ですとか、労働者の生活水準などを考慮しながら難しい判断を求められたというふうに思っております。そういった中で、皆さんといろいろ議論を通じて、多くの学びを得ましたし、有意義な意見交換ができたのかなと思っております。4年間に感謝いたします。ありがとうございました。

岡田会長

ありがとうございました。

それでは、次回審議会ですけれども、令和7年度第1回本審については、公開

とさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、第 559 回広島県最低賃金審議会を閉会といたします。